

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 6 号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 議会議長 月額 1,043,000円
- (2) 議会副議長 月額 932,000円
- (3) 議会議員 月額 841,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。